

千葉県報

号外
令和5年7月25日

主要目次

○ 千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

一

告

示

千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年7月25日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第二百九十四号

千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱(昭和五十二年千葉県告示第六百五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一の注に次の二号を加える。

三 第一号の入院日数には、同一の月における一の医療機関への入院の日数が十日を超える場合の当該超える日数を含まないものとする。

四 第一号の通院回数には、同一の月における一の医療機関への通院の回数が五回を超える場合の当該超える回数を含まないものとする。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県子ども医療費助成事業補助金交付要綱別表第一の規定は、この告示の施行の日以後に子どもが受けた医療について適用し、同日前に子どもが受けた医療については、なお従前の例による。

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八